

提供日 2026/08/07
タイトル リニア中央新幹線静岡工区における本体工事に係る河川法の許可
担当 交通基盤部 河川砂防局河川砂防管理課、河川企画課
連絡先 河川砂防管理班、流域治水対策班
TEL 054-221-3034、3202



1 要旨
リニア中央新幹線静岡工区における本体工事に係る河川法の許可については、令和8年7月3日付けでJR東海から河川法第24条(土地の占用の許可)及び第26条(工作物の新築等の許可)の申請を受け、令和8年8月7日付けで許可した。

2 許可の概要

河川の名称	大井川、西俣川、奥西河内川(いずれも一級河川)
目的	「中央新幹線南アルプストンネル新設(静岡工区)」において建設する中央新幹線のトンネル(本坑・先進坑)、千石斜坑(非常口トンネル)及び「静岡県内導水路トンネル新設工事」において建設する導水路トンネルの河川占用
占用及び 工作物設置箇所	当該河川と地下で交差する6箇所 大井川 2箇所 西俣川 3箇所 奥西河内川 1箇所
占用の期間	令和8年8月7日から令和18年3月31日まで ※期間満了後に引き続き占用を行う場合は更新の申請が必要となる。
許可を受けた者	東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部 中央新幹線静岡工事事務所所長

3 その他
許可に当たっては、自然環境保全協定や環境影響評価条例など、本工事に関係する各種法令等の遵守などを許可条件として付しています。